

【4-1. 介護予防ケアマネジメントC関係】

問4-1-1 インフォーマル加算については、「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（ウェブサイト）に掲載しているサービスしか算定できないのか。

【平成29年10月25日】

貴見のとおりです。

報酬として支払うにあたって、算定したサービスの存在確認の必要があることから、インフォーマル加算を算定する場合には、「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（ウェブサイト）に掲載されているサービスに限定させていただきます。

なお、市内に店舗や事業所が存在し高齢者も利用できる「生活支援等サービス」を現在実施しているサービスであれば、応募は可能となりますので、地域に該当しそうな店舗や事業所がございましたら、ぜひ当ウェブサイトの御紹介をお願いいたします。

問4-1-2 支給限度額管理対象の予防給付の利用がある場合は（介護予防支援費となる場合）、インフォーマル加算の算定できないという理解でよいか。

【平成29年10月25日】

貴見のとおりです。

インフォーマル加算については、総合事業におけるケアマネジメントCとして実施する本市独自の介護予防ケアマネジメント費となります。

提供月において、支給限度額管理対象の予防給付（福祉用具や訪問看護等）の利用がある場合で「介護予防支援費」として請求する場合は、インフォーマル加算の算定はできません。

4-1. 介護予防ケアマネジメントC関係

問4-1-3 介護予防サービス支援計画を再度作成する際にインフォーマルサービスを位置付けた場合や、別のインフォーマルサービスを追加した場合もインフォーマル加算の算定は可能か。

【平成29年10月25日】

新規に介護予防ケアマネジメントを実施した際にインフォーマル加算を算定した以降の、算定要件については、初回加算同様『契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二か月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合』等となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は算定することはできませんので御注意ください。

- ①初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を算定する場合
- ②介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合

問4-1-4 インフォーマル加算を算定する場合、サービス担当者会議の開催においてインフォーマルサービスを実施する店舗や企業等の担当者も参加してもらう必要があるか。

【平成29年10月25日】

インフォーマル加算については、地域包括支援センター等において、公的な介護サービス等の提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする利用者の自立に向けた目標の達成のため、民間企業等の保険外のサービス利用を含めたケアマネジメントを実施した場合、そのアセスメント等のプロセスを報酬で評価するものです。

「第1号介護予防ケアマネジメント」におけるサービス担当者会議等による専門的意見の聴取について、インフォーマルサービスを実施する企業等の担当者については必ずしも参加を求めるものではありません。

4-1. 介護予防ケアマネジメントC関係

問4-1-5 インフォーマル加算を算定する場合、給付管理票への記載は必要か。

【平成29年10月25日】

インフォーマル加算の対象となる保険外サービス等は、指定事業者（第1号事業）のサービスではないため、給付管理票への記載の必要はありません。

問4-1-6 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している企業等のみを介護予防サービス・支援計画に位置づけた場合、インフォーマル加算の算定は可能か。

【平成29年10月25日】

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している保険外サービス等のみを介護予防サービス・支援計画に位置づけた場合は、インフォーマル加算の算定はできません。

インフォーマル加算は、総合事業における介護予防ケアマネジメントとして実施するもので、総合事業による訪問型または通所型サービスに加え、市内民間企業等の保険外サービス等を含めたマネジメントを実施した場合のプロセスを報酬として評価するものとなります。

問4-1-7 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している企業等を既に利用している利用者に対し、新規で介護予防サービス・支援計画を作成した場合、インフォーマル加算の算定は可能か。

【平成29年10月25日】

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している企業等を既に利用している場合においても、新規で介護予防サービス・支援計画を作成した場合にはインフォーマル加算の算定は可能です。

4-1. 介護予防ケアマネジメントC関係

問4-1-8 介護予防ケアマネジメントCについても指定居宅介護支援事業者への委託は可能という理解でよいか。

【平成29年10月25日】

貴見のとおり、介護予防ケアマネジメントC（インフォーマル加算）についても指定居宅介護支援事業者への委託は可能となります。

問4-1-9 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（ウェブサイト）には、どのような情報が掲載されているのか。

【平成29年10月25日】

市内に存在する民間企業等が行っている生活支援等に資するサービスの情報について、法人等からの届出内容にもとづき掲載しています。

なお、この情報は、「自助」を支える取組みのひとつとして、地域に多様に存在するインフォーマルサービスの情報提供を目的とするものであって、市がサービス内容を保証したり、利用を推奨するものではありません。

また、市では掲載規約を定め規約の遵守について書面で同意を求める等、情報の質の担保に努めています。

規約では、掲載できない業種又は業者（第6条第1号～18号）、掲載基準（第7条第1号～9号）、応募手続き（第8条）、応募条件（第10条）、禁止行為と責任（第11条）、免責事項（第18条）等を定め、虚偽やその可能性があるると市が判断した場合等、掲載を不承認あるいは掲載を取り消すことができるものとしています。

4-1. 介護予防ケアマネジメントC関係

問4-1-10 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」(ウェブサイト)に掲載するにはどのような手続きが必要か。

【平成29年10月25日】

川崎市のホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000081938.html>) にウェブサイト掲載に必要な「情報シート」や「掲載規約」を掲載しております。

「掲載規約」に同意いただける法人等で、市内に店舗や事業所が存在し高齢者も利用できる「生活支援等サービス」を現在実施しているサービスであれば、応募は可能となりますので、地域に該当しそうな店舗や事業所がございましたら、ぜひ当ウェブサイトの御紹介をお願いいたします。

なお、提出された情報シートについて、川崎市において掲載可否の審査のうえ掲載いたします。情報掲載についての詳細は、川崎市ホームページまたは専用ナビダイヤル(0570-040-114)を御活用ください。

問4-1-11 情報シートを送付してから、ウェブサイトに掲載までにどのくらいの期間が必要か。

【平成29年10月25日】

情報シート到達後、内容確認やデータ化等、ウェブサイトへの掲載に要する期間として、概ね1か月程度の期間を頂戴しております。

なお、記載内容において必須項目の確認等によっては、1か月以上の期間を要する場合もございますので御了承ください。